

任意自動車保険契約

株式会社日本政策金融公庫の所有車両について加入する「任意自動車保険契約」の調達先を、以下のとおり募集します。

本件は、特定業者のみが履行可能と考えておりますが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものです。

1 公募に付する事項

- (1) 件名
任意自動車保険契約
- (2) 内容等
別途交付する「公募仕様書」のとおり。
- (3) 任意自動車保険期間
別途交付する「公募仕様書」のとおり。

2 参加資格等

次の要件に適合する者であること。

- (1) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (2) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の規定に基づく損害保険業免許を受けている者であること。
- (3) スタンダード&プアーズ社の「保険財務力格付け」が「Aランク」以上の者であること。
- (4) 直営の事故処理サービス拠点を、全都道府県（沖縄県を除く。）に設置し、事故発生時に 24 時間体制で日本政策金融公庫からの連絡を受理して事故の調査、示談交渉等を適正かつ迅速に行う体制を整えている者であること。
- (5) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保さ

れる者

- (7) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者
- (9) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 仕様書交付及び交付期限

(1) 交付方法

原則として、調達情報サービス (<https://jfc.efftis.jp/PPI/Public/>) により交付する。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、電子メールにより交付することができる。電子メールによる交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信すること。

(ア) 電子メールの標題に、「公第8-116号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

- ① 件名「任意自動車保険契約」
- ② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）、**調達情報サービスが利用できない理由**

公庫が当該電子メールに返信することにより、仕様書を交付する。仕様書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、項番6の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（項番6の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに項番6の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

(2) 交付期限

令和8年6月12日（金）15時00分

4 申込方法

参加を希望する者は、令和8年6月12日（金）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番5に示す提出書類を項番6の申込・問合せ先へ、項番7の提出方法にて提出すること。

5 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

ア 法人登記簿謄本（申込前3ヶ月以内に発行されたもの）

イ 財務諸表（直近2期分）

ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）

エ 適合証明書（別添2）

オ 誓約書（別添3）

（注）ア、イ及びウは、令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書

別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担 当 : 古泉 潤奈

電 話 : 03-3270-1552

F A X : 03-3270-1441

7 提出方法

原則として、調達情報サービスで提出すること。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、持参又は郵送で提出することができる。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の提出期間後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 調達情報サービスで公募参加申請書等を提出する場合は、押印が必要な提出書類についての押印は不要である。
- (6) 参加資格要件を満たした者が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）」及び関連する政令等（以下、「フリーランス法」という。）における「特定受託事業者」（フリーランス）に該当する場合は、フリーランス法における発注者側の義務を果たす範囲内で仕様又は契約内容を変更する場合がある。
- (7) 本件に係る機密情報の取扱いに当たって、「機密情報の取扱いに係る安全対策ガイドライン」を交付した場合、生成AIサービスの利用を予定する者は当該ガイドラインの記載事項に留意すること。

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中田 充郎 殿

郵便番号

住所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和 8 年 5 月 29 日付で公告した「任意自動車保険契約」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

- (担当部署)
(担当者名)
(電話番号)
(E-MAIL)

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）」及び関連する政令等における「特定受託事業者」^(注1)に係る確認欄（いずれか該当する欄に○をつけること。）

該当	非該当

(注 1) 特定受託事業者とは、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

①個人であって、従業員を使用^(注2)しないもの

②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用^(注2)しないもの

(注 2) 従業員を使用とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。

なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中田 充郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「任意自動車保険契約」に係る公募（令和8年5月29日付け公告）に関し、「2 参加資格等」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 次の各項に該当しない者であること。
 - 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。